都道府県社会保険協会会員事業所の皆様へ

全社連では、「本会会員である社会保険協会の会員の皆様」へのサービスの充実を目的に、全国中小企業団体中央会が運営する「業務災害補償制度（経営ダブルアシスト）」（業務災害総合保険）を導入しています。
本制度は、会員企業の「経営者・従業員双方の業務災害リスクに対する補償」に、全国中小企業団体中央会のスケールメリットを活かし割安な保険料でご加入いただける制度ですので、是非この機会にご加入をご検討ください。

企業防衛に!

業務災害補償制度

経営ダブルアシスト®

（業務災害総合保険）

東京海上日動の経営ダブルアシスト®なら
全国中小企業団体中央会所属会員 の皆様への割引

最大約58%割引!!(*1)(*2)(*7)

（*1）団体割引30%・過去の損害率による割引30%・包括契約割引10%・健康経営割引5%（*3）（*6）
（*2）働きやすい職場認証制度に認証登録された事業者を被保険者としてご加入される場合、保険料を3%割り引きます。（*4）（*5）（*6）
（*3）経済産業省が実施する、優良な健康経営を実施している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度による割引です。
（*4）働きやすい職場認証制度とは、2020年8月に国土交通省が創設した、運転者職場環境良好度認証制度の通称です。
（*5）健康経営割引が適用される場合は、本割引は適用しません。
（*6）「地震・噴火・津波危険補償保険料」部分を除きます。
（*7）この割増引率は引受保険会社が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用有無による保険料の較差とは異なる場合があります。
上記割引は、2026年10月1日始期契約から2027年9月1日始期契約にご加入される場合に適用されます。割引率は、毎年の加入数、損害率等により見直されます。

「労災リスクへの企業防衛」「従業員の福利厚生」を割安な掛金で備えられます!!

健康経営アシストサービスもご利用いただけます!

業務災害補償制度の6つの特徴

1. 全国中小企業団体中央会のスケールメリットによる割安な保険料
2. 労災事故での高額賠償に備える「使用者賠償責任補償」を標準セット
3. 政府労災保険の給付を待たずに保険金のお支払いが可能(*)
   (*)精神疾患（メンタルヘルス疾患）、脳疾患・心疾患等を除きます。
4. 契約は補償対象者無記名式
   短期労働者やパート・アルバイトはもちろん、派遣社員(*)、構内下請作業員(*)も包括補償
   (*)オプション
5. 医療の補償について、年齢や健康状態にかかわらず告知不要でのご加入が可能!
6. 保険料は売上高で算出
   保険料は全額損金算入可能!

※本広告は、全国中小企業団体中央会を契約者とする業務災害総合保険団体契約の概要について紹介したものです。
ご加入にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。

「パンフレット兼重要事項説明書」（PDF）は、こちらからダウンロードできます。▶
https://www.zensharen.jp/kda/kwa.pdf

お申込み・お問い合せは

[取扱代理店]
〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-7 銀座吉澤ビル4F
株式会社リスクコンサルティングファーム　担当：清田、伴
TEL：03-6264-4771　FAX：03-6264-4772

[引受保険会社]
東京海上日動火災保険株式会社　担当：医療・福祉法人部
TEL：03-3515-4143

26TC-001560
2026年8月作成